

# ふれあい・いきいきサロン推進事業 実施要綱

## (趣旨)

第1条 ふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という。）は、住民が気軽に集い、ふれあいを通して生きがいと仲間づくりの輪を広げる取り組みであり、地域の介護予防の拠点として高齢者等の心身機能の維持向上に効果が期待されている。登別市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、登別市地域福祉実践計画「きずな」に基づき、住民主体のサロンを全市に広げることを目的に本事業を推進する。

## (サロンの機能)

第2条 サロンは次に掲げる機能を取り入れて運営するものとする。

- (1) 生きがいづくり・仲間づくり機能
- (2) 介護予防機能（早期発見・早期解決）
- (3) 学習機能・座談会機能
- (4) 閉じこもり防止機能
- (5) 連携・協働する機能

## (サロンの運営)

第3条 サロンには、サロンサポーターを配置するものとし、参加者全員が役割を持って運営に参加するものとする。

- 2 サロンの活動メニューは、サロン運営者が主体となって決定し、原則参加者の会費等により運営する。
- 3 本会は、市担当部署、地域包括支援センター、介護事業者、ボランティア・NPO団体等と連携し、活動メニューの開発・提供及び指導を行うものとする。

## (活動登録)

第4条 サロンの実施団体は、本会が認める地域住民で組織するグループや団体（概ね町内会や自治会の範囲）とし、あらかじめ本会へ活動登録書（第1号様式）により届出するものとする。

- 2 登録に際しては、次に掲げるサロン活動の分類により登録するものとする。

分類	主な活動内容	主な対象者	開催頻度
A	健康増進・体力づくり・趣味活動	高齢者全般	不問
B	交流を通じた傾聴・孤立防止の活動	福祉活動の対象者	定期
C	介護予防・機能向上の活動	要支援認定者	毎週

- 3 上記分類については、第2号様式に定める活動チェックリストにより分類する。

## (サロンサポーターの配置等)

第5条 サロンには、サロンの円滑な活動及び運営を推進するため、次の基準によりサロ

ンサポーターを配置することとする。配置基準は次のとおりとする。

(1) 参加者が概ね10名未満のサロンには、サロンサポーターを2名以上配置する。

(2) 参加者が概ね10名以上のサロンには、サロンサポーターを3名以上配置する。

2 サロンサポーターの登録等は、別に定めるサロンサポーター設置要綱のとおりとする。

### **(開催回数等)**

第6条 年4回以上の開催とする。なお、高齢者の生きがいつくり・介護予防等の観点から、週1回程度の開催を目標として運営に努めることとする。

2 サロンの参集範囲については、参加者が徒歩で参集できる範囲を基準とする。ただし、サロン参集範囲の設定によるサロンの効果等が期待される場合についてはこの限りではない。

### **(開催時間)**

第7条 サロンの開催時間は、参加者同士の交流も考慮し、概ね2時間以上の時間を目安とする。

### **(開催場所)**

第8条 サロンの開催場所は、町内会館、老人憩いの家、婦人研修の家、公民館、集会所、個人宅、空き店舗、空き家、神社仏閣、公園等有効な場所を活用するものとする。

### **(参加者)**

第9条 日頃から見守りが必要な高齢者等（以下、「福祉対象者」という。）、サロンサポーター及びその他趣旨に賛同し協力する者とする。

2 誰もが気軽に参加できるサロンとするため、参加制限はしないこととするが、福祉対象者が参加できるよう努めなければならない。

3 サロンの参加状況は年間活動報告書（第2号様式）等に記載することとする。

### **(代表者)**

第10条 本会及び関係団体との円滑な連携・協働を図るためサロンには、代表者1名を置くこととする。代表者については、サロンサポーターの登録の有無は問わないものとする。

2 代表者は、本会から行う各種案内の周知、各種書類の提出等を行うこととする。

### **(会費)**

第11条 サロンの会費は、参加者の負担とならないように配慮し設定するものとする。

### **(経理等)**

第12条 サロンは、事業にかかる収入及び支出について、他の帳簿と区分して経理し、その関係を明らかにしておくこととする。

### **（登録に係る届出）**

第13条 本会に登録するサロン実施団体は、次の各号に掲げる書類を毎年度本会会長に提出するものとする。

- (1) 活動登録書（第1号様式）
- (2) 活動内容チェックリスト（第2号様式）
- (3) 活動報告書（第3号様式）
- (4) その他、本会が提出を求める書類

2 年間活動計画を変更する場合、活動を休止又は廃止する場合は必ず本会に連絡するものとする。

### **（活動支援費の助成）**

第14条 サロン実施団体の主体的な活動を支援するため赤い羽根共同募金配分金等を利用して活動支援費の助成を行うものとする。

- 2 サロン実施団体は、その年の活動開始前までに本会会長に活動登録書を提出するものとする。
- 3 本会会長は、活動登録書の内容を確認し登録完了後、速やかに活動支援費を助成するものとする。

### **（助成の基準）**

第15条 活動支援費は、別表1に定める基本額及び加算額とし本会の予算範囲内において助成するものとする。

- 2 基本額は、当該年度における開催回数等に応じて助成することとし活動登録日が年度途中の場合においては、登録日以後の活動が6月を超える場合は全額、3月を超え6月未満の場合は半額を助成する。
- 3 加算額は、サロンサポーター連絡会の出席を以って加算するものとし当該年度の出席がない場合、次年度は加算しないものとする。

### **（活動支援費の返還）**

第16条 本会は、サロン実施団体が年度途中で活動を休廃止した場合、又は活動報告書の内容が活動計画と著しく異なる場合は、活動支援費の返還を求めることができる。

### **（保険の加入）**

第17条 サロン参加者に対する傷害保険については、社会福祉法人全国社会福祉協議会が所管する、社協の保険「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」とし、サロン実施団体の任意加入とする。

- 2 保険料は、サロン実施団体の負担とする。
- 3 保険加入に係る手続き等については、本会にて行うこととする。

### **（個人情報保護）**

第18条 本会は、事業にかかる事務を処理するための個人情報の取り扱いについて、本

会が定める個人情報保護規定に準じこれを厳守しなければならない。

### (その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度本会会長が定める。

#### 附則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

#### 附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(助成金額変更に伴う減額緩和措置)

2 平成28年度サロン登録団体については、平成29年度及び平成30年度において、次のとおり減額緩和措置を適用する。

#### 附則別表（助成金減額緩和措置）

加算を除く基本助成額に対し、次のとおり減額緩和措置を講ずる。

年度	減額緩和措置額
平成29年度	平成28年度基本助成額と別表1による基本助成額の差に2/3を乗じた額
平成30年度	平成28年度基本助成額と別表1による基本助成額の差に1/3を乗じた額
※百円単位切り上げ	

別表1 活動支援費の助成額内訳（第15条関係）

区分	分類	開催回数	1回あたりの参加予定人数	
			10名未満	10名以上
基本額	A	—	4,000	8,000
	B	年4回以上	4,000	8,000
		月2回以上	6,000	12,000
		月4回以上	12,000	24,000
	C	—	12,000	24,000
加算額	連絡会出席加算		3,000	

(単位：円)

## サロンサポーター 設置要綱

### (趣旨)

第1条 登別市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、ふれあい・いきいきサロン（以下、「サロン」という。）を通して、地域で生活している高齢者等が要介護状態になる前から介護予防等の視点をもって関わり、地域の要介護者の早期発見・早期予防に取り組むサロンサポーターを設置し、以って地域福祉の増進に資することを目的とする。

### (役割)

第2条 サロンサポーターは次に掲げる視点を持った取り組みを行うものとする。

- (1) ふれあい・いきいきサロンの運営を行うこと
- (2) 地域における要援護者の早期発見・早期予防を心がけること
- (3) 生きがいつくり・仲間づくりの輪を広げること（ふれあい・いきいきサロンの運営等）
- (4) 介護予防等の学習を行い広めること
- (5) 関係者との情報共有及び連携・協働を図ること（サロンサポーター連絡会への参加）

### (登録)

第3条 サロンサポーターは、サロンの主旨に賛同し、別に定める登録書の提出により登録するものとする。

- 2 サロンサポーターは、本会が年3回実施するサロンサポーター連絡会に2回以上参加することとする。
- 3 登録の解除は、申し出によるものとする。

### (サロンサポーター連絡会)

第4条 本会は、専門機関との関係強化とふれあい・いきいきサロンの推進状況等の情報共有及び困難事例の対策検討等を行うサロンサポーター連絡会を定期的を開催する。

- 2 本会は、サロンサポーター連絡会において、サロンサポーターとして必要なスキルを学習するテーマを設け、人材養成に努めるものとする。

### (個人情報の保護)

第5条 サロン及び本会は、事業にかかる事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、本会が別に定める個人情報保護規定に準じこれを厳守しなければならない。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度本会会長が定める。

附則 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。